法附則第十四条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の五第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額	
法附則第十四条の六第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の六第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の六第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の六第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の六第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額	
算定政令附則第四条の二第一項第一号に掲げる額	
算定政令附則第四条の二第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第四条の二第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率	
法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率	
法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率	

附則第二十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特例退職被保険者等の加入率の算定方法）」を付し、同条第一項中「この条において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条の三　法附則第十三条の五の四第三項及び法附則第十四条の五第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2　前項の規定は、法附則第十三条の五の五第三項及び法附則第十四条の六第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

附則第二十四条に次の四号を加える。

五　法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率

六　法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率

七　法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率

八　法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率

（全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第五条　全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（準備金の算定の特例）

第六条　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第十四条第一号ロ中「準備金、積立金」とあるのは「積立金」と、第十五条第五号中「法第百六十条の二及び船保法第百二十四条」とあるのは「船保法第百二十四条」と、第二十六条第一項中「法第百六十条の二又は船保法第百二十四条」とあるのは「船保法第百二十四条」とする。

（健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

（収入等見込額相当率の算定の特例）

第六条の三　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、前条中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

附則第八条第二項中「平成三十一年度」を「平成三十三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定及び第三章中第一節を第一節の二に改め、同節の前に一節を加える改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第二十五号による健康保険検査証は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第十三号による船員保険検査証は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十七条第一項第十三号の二に掲げる額を公示するものとする。

2　厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十五年度における第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第二十四条各号に掲げる率を公示するものとする。

○農林水産省令第四十五号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第九条第二項第三号の規定に基づき、及び同法を実施するため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十年農林水産省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条第三項」を「第四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「第三条第五項」を「第四条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二条第一項中「第四条第六項」を「第五条第六項」に改め、同条第二項中「第四条第八項」を「第五条第八項」に改める。

第三条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第四条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。